

第7 税務機構に関する調

| | |
|---------------------|-----|
| 1 定数（平成19年度～平成23年度） | 139 |
| 2 事務別税務職員配置数 | 139 |
| 3 職名別・級別・年齢別人員調 | 140 |
| 4 級別・本員・在職年数別人員調 | 141 |

1 定 数

| 年 別 | 所 属 | 博 多 | 東 福 岡 | 西 福 岡 | 筑 紫 | 北九州東 | 北九州西 | 田 川 | 飯塚・直方 | 久留米 | 大牟田 | 筑 後 | 行 橋 | 計 | 税務課 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-------|-------|-----|------|------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成20年 | 事務 | 90 | 74 | 80 | 45 | 67 | 66 | 17 | 63 | 88 | 15 | 16 | 16 | 637 | 72 | 709 |
| 3月31日 | その他 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 1 | 4 | 8 | 4 | 2 | 2 | 2 | 33 | 2 | 35 |
| 現在 | 合計 | 91 | 76 | 82 | 47 | 70 | 67 | 21 | 71 | 92 | 17 | 18 | 18 | 670 | 74 | 744 |
| 平成21年 | 事務 | 89 | 73 | 79 | 44 | 66 | 65 | 16 | 62 | 87 | 14 | 15 | 15 | 625 | 72 | 697 |
| 3月31日 | その他 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 1 | 4 | 8 | 4 | 2 | 2 | 2 | 33 | 2 | 35 |
| 現在 | 合計 | 90 | 75 | 81 | 46 | 69 | 66 | 20 | 70 | 91 | 16 | 17 | 17 | 658 | 74 | 732 |
| 平成22年 | 事務 | 86 | 72 | 73 | 41 | 67 | 63 | 17 | 63 | 84 | 15 | 15 | 16 | 612 | 70 | 682 |
| 3月31日 | その他 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 1 | 4 | 7 | 4 | 2 | 2 | 2 | 32 | 2 | 34 |
| 現在 | 合計 | 87 | 74 | 75 | 43 | 70 | 64 | 21 | 70 | 88 | 17 | 17 | 18 | 644 | 72 | 716 |
| 平成23年 | 事務 | 84 | 71 | 71 | 40 | 65 | 62 | 17 | 60 | 81 | 15 | 15 | 16 | 597 | 72 | 669 |
| 3月31日 | その他 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 1 | 4 | 7 | 4 | 2 | 2 | 1 | 31 | 2 | 33 |
| 現在 | 合計 | 85 | 73 | 73 | 42 | 68 | 63 | 21 | 67 | 85 | 17 | 17 | 17 | 628 | 74 | 702 |
| 平成24年 | 事務 | 81 | 71 | 71 | 40 | 64 | 61 | 17 | 59 | 79 | 15 | 15 | 16 | 589 | 71 | 660 |
| 3月31日 | その他 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 1 | 3 | 7 | 4 | 2 | 2 | 1 | 30 | 2 | 32 |
| 現在 | 合計 | 82 | 73 | 73 | 42 | 67 | 62 | 20 | 66 | 83 | 17 | 17 | 17 | 619 | 73 | 692 |

2 事務別税務職員配置数

(平成24年3月31日現在)

| 区 分 | 総務関係 | | 直税関係 | | 間税関係 | | 徴収関係 | | 計 | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|
| | | 臨時職員 | | 臨時職員 | | 臨時職員 | | 臨時職員 | | 臨時職員 |
| 本 庁 | 20 | 1 | 15 | 0 | 15 | 0 | 23 | 1 | 73 | 2 |
| 事務所等 | 68 | 3 | 202 | 61 | 33 | 0 | 371 | 0 | 674 | 64 |
| 合 計 | 88 | 4 | 217 | 61 | 48 | 0 | 394 | 1 | 747 | 66 |

3 職名別・級別・年齡別人員調

(平成24年4月1日現在)

| 区 分 | 副理事 | 課 長 副課長 所 長 副所長 企画監 | 課 長 | 課長補佐 参事補佐 稅務主幹 | | | 係 長 副 長 企画主査 | | 事務主査 | | 主任主事 | | 主 事 | | 小計 | 勞 務 職 | | | 合計 | | | | |
|---------|-----|---------------------------------|-----|----------------------|----|----|--------------------|----|------|----|------|----|-----|----|-----|-------|----|----|-----|-----------|----|----|---------------|
| | | | | 8級 | 7級 | 6級 | 6級 | 5級 | 4級 | 5級 | 4級 | 4級 | 3級 | 3級 | | 2級 | 2級 | 1級 | | 主任 技能員 | 5級 | 4級 | 1級 ~ 3級 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ~25歳 | | | | | | | | | | | | 1 | 59 | 60 | | | | | 60 | | | | |
| 26歳~30歳 | | | | | | | | | | | | 4 | 5 | 2 | 11 | | | | 11 | | | | |
| 31歳~35歳 | | | | | | | | | | | 27 | 4 | | | 31 | | | | 31 | | | | |
| 36歳~40歳 | | | | | | | | | 27 | 1 | 43 | | | | 71 | 1 | | | 72 | | | | |
| 41歳~45歳 | | | | | | | | 3 | 110 | 1 | 6 | | | | 120 | | | | 120 | | | | |
| 46歳~50歳 | | | | 3 | 2 | | 1 | 33 | 66 | | 1 | | | | 106 | 4 | | | 110 | | | | |
| 51歳~55歳 | | 6 | 14 | 25 | 13 | 1 | 24 | 21 | 47 | | | | | | 151 | 8 | | | 159 | | | | |
| 56歳~60歳 | 1 | 16 | 27 | 19 | 3 | | 38 | 1 | 9 | | 3 | | | | 117 | 8 | | | 125 | | | | |
| 61歳~ | | | | | 2 | | | | 30 | | 11 | | | | 43 | 5 | 3 | | 51 | | | | |
| 合 計 | 1 | 22 | 41 | 47 | 20 | | 63 | 58 | 289 | 2 | 91 | 8 | 6 | 61 | 710 | 26 | 3 | 0 | 739 | | | | |

4 級別・本県在職年数別人員調

(平成24年4月1日現在)

| 区 分 | 行 政 職 | | | | | | | | 労 務 職 | | | 合 計 |
|---------|-------|----|----|----|-----|----|----|----|-------|----|-----------|-----|
| | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | 5級 | 4級 | 1級～ 3級 | |
| 1年未満 | | | | | | 1 | | 16 | | | | 17 |
| 1年～5年 | | | | | | 1 | 6 | 46 | | | | 53 |
| 6年～10年 | | | | | | 3 | 4 | 1 | | | | 8 |
| 11年～15年 | | | | | 2 | 27 | 2 | | | | | 31 |
| 16年～20年 | | | | | 67 | 42 | | | 5 | | | 114 |
| 21年～25年 | | 1 | 7 | 11 | 124 | 4 | | | 12 | | | 159 |
| 26年～30年 | | 1 | 12 | 20 | 84 | 1 | | | 3 | 1 | | 122 |
| 31年～35年 | 1 | 14 | 50 | 34 | 31 | 2 | | | 6 | 2 | | 140 |
| 36年～40年 | | 6 | 19 | 17 | 20 | 6 | | | | | | 68 |
| 41年～45年 | | | | 1 | 20 | 6 | | | | | | 27 |
| 合 計 | 1 | 22 | 88 | 83 | 348 | 93 | 12 | 63 | 26 | 3 | 0 | 739 |

5 役付職

●平成24年度税務課役付職員

| 税務課 | 課長 | 副課長 | 企画監 | 課長補佐 | 課長補佐 | 参事補佐 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 岩永 龍治 | 幸島 広則 | 榊崎 綾子 | 税田 裕和 | 石橋 浩一 | 古賀 照高 |
| 内線 | 2280 | 2281 | 2282 | 2283 | 2304 | 内350 |
| ダイヤルイン | 643-3061 | 643-3070 | 643-3066 | 643-3063 | 643-3070 | 473-6922 |

※FAX (企画係前) 643-3069

※FAX (福岡東庁舎: 3階) 473-6904

※FAX (電算係横) 643-3051

●平成24年度県税事務所役付職員

| 職名 | 博多 | 東福岡 | 西福岡 | 筑紫 | 北九東 | 北九西 |
|------|----------|----------|----------|----------|--------------|--------------|
| 代表番号 | 473-8311 | 641-0201 | 735-6141 | 513-5573 | 093-592-3511 | 093-662-9310 |

員 一 覧 表

平成24年4月1日現在

| 管理係長 | 企画係長 | 直税第一係長 | 直税第二係長 | 間税係長 | 広域調査係長 |
|--------------|--------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 堤 仁志 | 冷牟田 登 | 池田 敦子 | 末次 竜二 | 田島 幸博 | (参事補佐) 小路 則子 |
| 2284 | 2286 | 2288 | 2342 | 2308 | 内354 |
| 643-3062 | 643-3063 | 643-3064 | 643-3070 | 643-3065 | 473-6922 |
| | 指導係長 | 特命事案対策子一△ | 徴収機動班 | 電算係長 | 収納管理係長 |
| | 川波 和久 | (参事補佐) 橋元 治郎 | (参事補佐) 北村 一成 | 小宮 隆太 | 鳥尾 裕之 |
| | 2292 | 2310 | 2351 | 2297 | 2345 |
| | 643-3066 | 643-3060 | 643-3049 | 643-3068 | 643-3050 |
| 田川 | 飯塚直方 | 久留米 | 大牟田 | 筑後 | 行橋 |
| 0947-42-9302 | 0948-21-4902 | 0942-30-1012 | 0944-41-5122 | 0942-52-5131 | 0930-23-2216 |
| *1202 | *1403 | *3503 | *3443 | *1017 | *2502 |
| 0947-42-9300 | 0948-21-4900 | 0942-30-1009 | 0944-41-5121 | 0942-52-5136 | 0930-23-2767 |
| *1200 | *1400 | *3500 | *3440 | *1016 | *2500 |
| 嘉村孝行 | 永尾 勉 | 森山祐二 | 佐々木弘子 | 末吉達二郎 | 中川徹夫 |
| * | 小野善幸 | 池上義忠 | * | * | * |
| 下村久美子 | * | * | 本田美和子 | 北島重光 | 手島幹夫 |
| * | 伊藤光哉 | 松澤巳喜夫 | * | * | * |
| * | 田中丈夫 | 平嶋明男 | * | * | * |
| * | * | * | * | * | * |
| * | 江藤幸良 | 大塚豊彦 | * | * | * |
| 山下陽一郎 | 大畑一之 | 高口英則 | 成清澄夫 | 重野和生 | 尾形和博 |
| * | 小田代俊一 | 伊藤浩幸 | * | * | * |
| * | * | * | * | * | * |
| ・中野 彰 | ・藤江清孝 | ・中島政善 | 宮本敏明 | * | * |
| 山下和俊 | 西山浩史 | 古賀哲二 | 西田嘉昭 | 市川英雄 | 茅田時一 |
| * | 白水正明 | 横山徳幸 | * | * | * |
| * | * | * | * | * | * |
| *赤星文昭 | 安岡和孝 | 師岡登世美 | *川畑千亜紀 | *前田和子 | *岩本 香 |
| * | 野上博文 | 福入繁喜 | * | * | * |
| * | * | * | * | * | * |
| * | * | * | * | * | * |
| * | 飛佐和孝 | 組坂達也 | * | * | * |
| * | 大國尋史 | 梅崎裕二 | * | * | * |
| * | * | 吉富美香子 | * | * | * |
| * | 田辺雄一 | 徳永俊作 | * | * | * |
| * | * | * | * | * | * |
| *山室隆士 | 坪根浩和 | 永秋修二 | *近見博之 | *八山剛志 | *船津 司 |
| * | 佐名木昌彦 | 合田峰人 | * | * | * |
| * | * | * | * | * | * |
| * | * | * | * | * | * |
| * | * | * | * | * | * |
| * | 枅田智樹 | 松添克彦 | * | * | * |
| * | 大里幸史 | 西原佳代 | * | * | * |
| * | * | 林 武文 | * | * | * |
| * | ○渡邊善高 | 青木正好 | * | * | * |
| * | 中島美保 | 大淵和夫 | * | * | * |

○北九東・飯塚・直方県税は企画主査。

6 税 務 機 構

(1) 現在の機構

総務部税務課には、管理、企画、直税第一、直税第二、間税、軽油引取税広域調査、指導、電算、収納管理の9係があり、県税の賦課徴収事務の統轄・指導、軽油引取税に係る広域調査及び高額特殊滞納整理を行い、県内には賦課徴収事務を行う8の県税事務所（博多、東福岡、西福岡、筑紫、北九州東、北九州西、飯塚・直方、久留米）と徴収機能に特化した4の県税事務所（田川、大牟田、筑後、行橋）を設置している。

(2) 機構の変遷

ア 昭和22年地方税制度の改正に伴い県財政収入の根幹となる県民の徴収確保を図るため、同年3月1日旧税務課を旧税務課が設置された。同年8月29日に知り戻しの賦課・徴収の出先機関として県下市部に福岡、小倉、久留米、大牟田の4増設出張所が、郡部

キ 昭和27年12月財務事務所設置条例の一部を改正し、①昭和28年6月1日から従来管轄区域が広汎に過ぎた福岡財務事務所を東・西に二分割し、また郡部の納税者の利便を図る見地から浮羽郡吉井町に久留米財務事務所吉井支所を設け、②東京都・大阪府及びその近県に本店を有する法人専業税の分制事務の促進並びに判例の賦課、徴収の強化を図るため東京事務所税務課及び大阪事務所税務係を廃止し、昭和27年12月27日東京・大阪両税務出張所を設置した。

ク 税務課において昭和24年以来県民の納税思想の啓蒙・宣伝及び税務広報に関する事務を分掌していた指導係は一応所期の目的を達成したので、昭和28年1月1日以降廃止し、庶務係に統合された。

カ さらに設置された東京・大阪両税務出張所はその事務内容及び対外的比重から昭和29年6月1日東京税務事務所及び大阪税務事務所と改称した。同年7月1日

- ニ 昭和48年5月1日門司・戸畑・若松・筑後・行橋財務事務所に次長制を設置した。
- ヌ 法人数の増加により、法人県民税・事業税を集中事務処理するため、昭和52年4月1日から税務課計算係で業務を取り扱うこととした。
- ネ 福岡県陸運事務所久留米支所が設置されたことに伴い、昭和54年4月1日から久留米財務事務所において、自動車税証紙徴収事務及び自動車取得税賦課徴収事務を取り扱うこととした。
- ノ 税務署の管轄区域の変更に伴い、昭和57年4月1日付で、従来東福岡財務事務所の管轄区域であった「福岡市南区のうち那珂川以東に属する地域」を、西福岡財務事務所の管轄区域とした。
- ハ 税務事務の合理化を図るため、昭和57年6月1日付で、福岡県大阪税務事務所を廃止した。
- ヒ 昭和60年4月24日税務課計算係の所掌事務を税務事務の電算処理に関することとし、名称を税務電算係とした。
- フ 九州運輸局福岡陸運支局筑豊自動車検査登録事務所が設置されたことに伴い、昭和60年10月21日から飯塚財務事務所において、自動車税証紙徴収事務及び自動車取得税賦課徴収事務を取り扱うこととした。
- ヘ 社会情勢の変化に伴い、税務行政の効率化を図るため、昭和61年3月31日限りで福岡県東京税務事務所を廃止した。
- ホ 総務部における財務会計の集中化に伴い、昭和63年4月1日から税務課の庶務係を管理係に改めるとともに所掌事務の見直しを行った。
- マ 税制改正により県民税利子割当が創設されたため、昭和63年5月1日から西福岡財務事務所での事務を取り扱うこととした。
- ミ 平成元年4月1日から、社会経済情勢の変化に伴う組織機構の改善の一環として、交通通信手段の発達、収納代理金融機関の拡大等により、戸畑財務事務所を八幡財務事務所統合するとともに、行政サービスの向上と効率的な執行体制を確立するため、西福岡財務

- に集中化することとした。
- ヤ 滞納整理の強化を図るため、平成11年4月19日から、税務課においては、滞納整理係を指導係に改め、県税事務所においては、各係若しくは各担当者ごとに滞納整理の行程に応じた業務を所掌すべく組織を改編し、課の名称を、納税課から収税課に改め、収税課に企画係、収税係、整理係、収納係を設置した。(規模により、収税係、収納係とした。)
- 主として自動車税の課税事務の一部を税務課に集中化した。
- ユ 特別地方消費税の廃止に伴い、平成12年4月1日付で、東福岡・西福岡・小倉・八幡・久留米県税事務所における特別地方消費税係を廃止した。
また、税務課においては、税収確保の観点に立ち、対県税事務所との連携強化等を図るため、同日から、課税第一係を主に事業税を所掌する直税第一係と主に不動産取得税及び電算第一係で所掌していた自動車二税を所掌する直税第二係に分割し、課税第二係を間税係に改称し、電算第一係と電算第二係を統合し電算係とした。
- ヨ 事務の効率化を図るため、平成14年4月1日から、収納事務のうち、各県税事務所において個別に処理されている事務の一部を税務課に集中化し、収納管理係を設置した。
- ラ 平成17年4月1日から、効率的な税務事務の執行と県民サービスを均等に提供するため、14県税事務所体制を12県税事務所体制とする再編を行った。
- 〈 課税と徴収機能を有する事務所 〉

| | |
|-------------|------------|
| ・西福岡県東税務事務所 | ・筑豊県東税務事務所 |
| ・北九州東県税事務所 | ・北九州西県税事務所 |
| ・飯塚・直方県税事務所 | ・久留米県税事務所 |

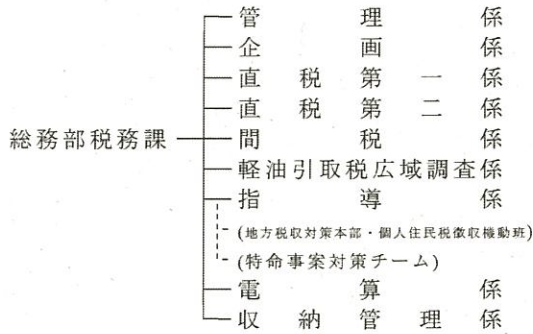
- 〈 徴収機能に特化した事務所 〉

| | |
|----------|-----------|
| ・田川県税事務所 | ・大牟田県税事務所 |
| ・筑後県税事務所 | ・行橋県税事務所 |

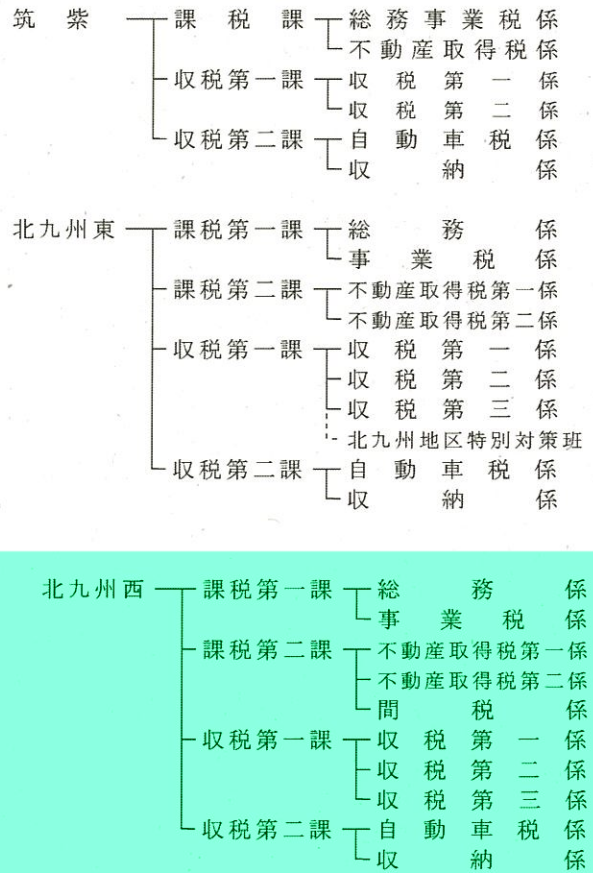
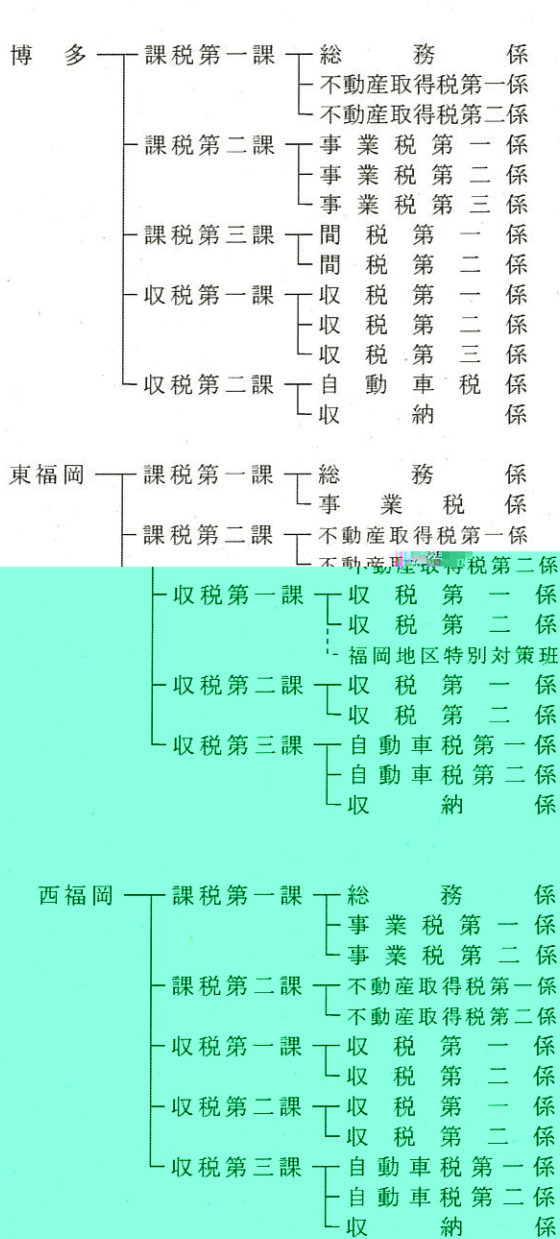
- (1) 軽油引当税

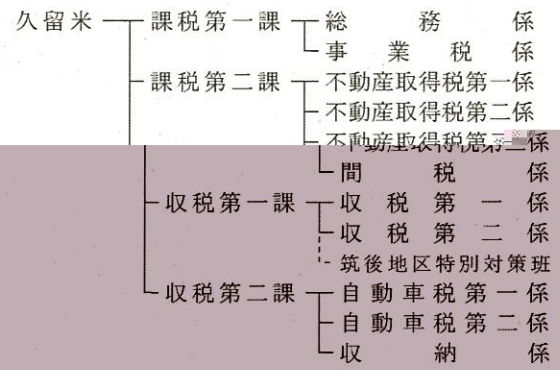
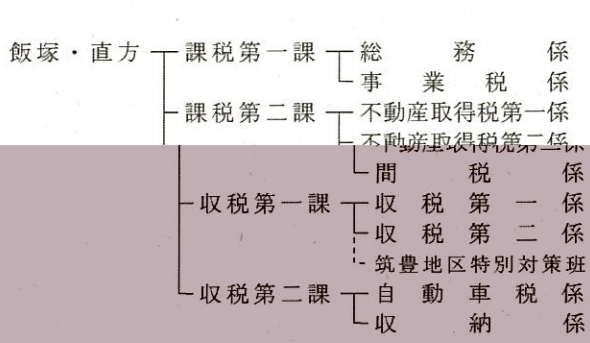
(3) 稅務機構一覽表(平成24年4月1日現在)

主 管 課



出先機關 (縣稅事務所)





- ・ 特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。
- ・ 徴収の囑託に関する事。
- ・ 納税貯蓄組合に関する事。

ロ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関する事務であつて滞納処分後のものに関する事。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事。

関すること。

収税第一課

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関する事。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。
- ・ 徴収の囑託に関する事。
- ・ 納税貯蓄組合に関する事。

ロ 収税第二係

二 収納係

- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

西福岡県税事務所

課税第一課

イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

ロ 事業税第一係

- ・ 個人事業税、法人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

ハ 事業税第二係

- ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

- ・ 個人県民税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の賦課及び犯則取締りに関すること。

課税第二課

イ 不動産取得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

ロ 不動産取得税第二係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

収税第一課

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の囑託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

ロ 収税第二係

収税第二課

イ 収税第一係

- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

収税第三課

イ 自動車税第一係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。

- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関すること。

ロ 自動車税第二係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関すること。

ハ 収納係

- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

筑紫県税事務所

課税課

イ 総務事業税係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。
- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。

ロ 不動産取得税係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

収税第一課

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の囑託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

ロ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

収税第二課

イ 自動車税係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税に関する事。

ロ 収納係

- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充當に関する事。

北九州東県税事務所

課税第一課

イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関する事。
- ・ 庶務に関する事。
- ・ 財務会計に関する事。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関する事。

ロ 事業税係

- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。

課税第二課

イ 不動産取得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する事。

関すること。

- ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

ロ 不動産取得税第二係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

収税第一課

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の囑託に関する事。
- ・ 納税貯蓄組合に関する事。

ロ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

ハ 収税第三係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

収税第二課

イ 自動車税係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税に関する事。

ロ 曾根分室（北九州市駐在）

- ・ 自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税の賦課、徴収及び犯則取締りに関すること。
- ・ 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車税の収納に関する事。

ハ 収納係

- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充當に関する事。

北九州西県税事務所

課税第一課

イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関する事。
- ・ 庶務に関する事。
- ・ 財務会計に関する事。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関する事。

ロ 事業税係

- ・ 個人県民税及び個人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。

課税第二課

- イ 不動産取得税第一係
 - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
 - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
 - ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ロ 不動産取得税第二係
 - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ハ 間税係
 - ・ ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関すること。
 - ・ 特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関すること。

収税第一課

- イ 収税第一係
 - ・ 滞納整理の企画に関すること。
 - ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
 - ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
 - ・ 徴収の嘱託に関すること。
 - ・ 納税貯蓄組合に関すること。
- ロ 収税第二係
 - ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
 - ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ハ 収税第三係
 - ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

収税第二課

- イ 自動車税係
 - ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること
 - ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
 - ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税に関すること。
- ロ 収納係
 - ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

田川県税事務所（大牟田、筑後、行橋に同じ）

総務課

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。

- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課に属しない事務の処理に関すること。
- ・ 申告書及び申請書の受付に関すること。
- ・ 収納及び督促状兼引受書の発付に関すること

収税課

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関すること（税務課において所掌するものを除く。）
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

飯塚・直方県税事務所

課税第一課

- イ 総務係
 - ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
 - ・ 庶務に関すること。
 - ・ 財務会計に関すること。
 - ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。
- ロ 事業税係
 - ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
 - ・ 法人県民税及び法人事業税の賦課（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。

課税第二課

- イ 不動産取得税第一係
 - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
 - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
 - ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ロ 不動産取得税第二係
 - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ハ 間税係
 - ・ ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関すること。
 - ・ 特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関すること。

収税第一課

- イ 収税第一係
 - ・ 滞納整理の企画に関すること。
 - ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
 - ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
 - ・ 徴収の嘱託に関すること。
 - ・ 納税貯蓄組合に関すること。
- ロ 収税第二係
 - ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関する事務。

収税第二課

イ 自動車税係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関する事務。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税に関する事務。

ロ 庄内分室（飯塚市駐在）

- ・ 自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税の賦課、徴収及び犯則取締りに関すること。
- ・ 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車税の収納に関する事務。

ハ 収納係

- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充當に関する事務。

久留米県税事務所

課税第一課

イ 総務係

- ・ 税務事務の総務申請に係る報告に関する事務。
- ・ 庶務に関する事務。
- ・ 財務会計に関する事務。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関する事務。

ロ 事業税係

- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。

課税第二課

イ 不動産取得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する事務。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関する事務。

ロ 不動産取得税第二係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関する事務。

ハ 不動産取得税第三係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関する事務。
- ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

二 間税係

- ・ ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関すること。

収税第一課

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関する事務。

- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関する事務。

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関する事務。

- ・ 徴収の囑託に関する事務。

- ・ 納税貯蓄組合に関する事務。

ロ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関する事務であって滞納処分後のものに関する事務。

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関する事務。

収税第二課

イ 自動車税第一係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する事務。

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関する事務。

- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関する事務。

- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関する事務。

ロ 自動車税第二係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関する事務。

- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関する事務。

ハ 上津分室（久留米市駐在）

- ・ 自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税の賦課、徴収及び犯則取締りに関すること。
- ・ 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車税の収納に関する事務。

二 収納係

- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充當に関する事務。

7 県税事務所の名称、所在地、管轄区域表

(平成24年4月1日現在)
(根拠法令) 福岡県県税事務所設置条例

| 名称 | 〒 | 所在地 | 管轄区域 | 電話番号 |
|--------------------|----------------------|---|---|---------------------------------|
| 博多県税事務所 | 812-8542 | 福岡市博多区博多駅東1-17-1 (福岡県福岡東総合庁舎内) | 福岡市博多区・南区 | 092-473-8311(代) |
| 東福岡県税事務所 千早分室 | 812-8543 813-0044 | 福岡市東区箱崎1-18-1 (福岡県粕屋総合庁舎内) 福岡市東区千早3-10-40 | 福岡市東区、宗像市、 古賀市、福津市、 糟屋郡 | 092-641-0201(代) 092-661-5456 |
| 西福岡県税事務所 | 810-8515 | 福岡市中央区赤坂1-8-8 (福岡県福岡西総合庁舎内) | 福岡市中央区・西区・ 城南区・早良区、糸島市 | 092-735-6141(代) |
| 筑紫県税事務所 | 816-8558 | 大野城市白木原3-5-25 (福岡県筑紫総合庁舎内) | 筑紫野市、春日市、 大野城市、太宰府市、 筑紫郡 | 092-513-5573(代) |
| 北九州東県税事務所 曾根分室 | 803-8512 800-0205 | 北九州市小倉北区内7-8 (福岡県小倉総合庁舎内) 北九州市小倉南区沼南町3-20-1 | 北九州市門司区・ 小倉北区・小倉南区 | 093-592-3511(代) 093-473-0177 |
| 北九州西県税事務所 | 805-0062 | 北九州市八幡東区平野2-13-2 | 北九州市若松区・戸畑 区・ 八幡東区・八幡西区、 中間市、遠賀郡 | 093-662-9310(代) |
| 田川県税事務所 | 825-0002 | 田川市大字伊田字松原通り3292-2 (福岡県田川総合庁舎内) | 田川市、田川郡 ただし、課税については、 飯塚・直方県税事務所が所管 | 0947-42-9302(代) |
| 飯塚・直方県税事務所 庄内分室 | 820-0004 820-0115 | 飯塚市新立岩8-1 (福岡県飯塚総合庁舎内) 飯塚市仁保23-44 | 直方市、飯塚市、 宮若市、嘉麻市、 鞍手郡、嘉穂郡 | 0948-21-4901(代) 0948-82-1010 |
| 久留米県税事務所 上津分室 | 839-0861 830-0052 | 久留米市合川町1642-1 (福岡県久留米総合庁舎内) 久留米市上津町字中尾山2203-301 | 久留米市、小郡市、 うきは市、朝倉市、 朝倉郡、三井郡 | 0942-30-1012(代) 0942-21-0554 |
| 大牟田県税事務所 | 836-0034 | 大牟田市小浜町24-1 (福岡県大牟田総合庁舎内) | 大牟田市、柳川市、 みやま市 ただし、課税については、 久留米県税事務所が所管 | 0944-41-5122(代) |
| 筑後県税事務所 | 833-0031 | 筑後市大字山の井766-2 | 八女市、筑後市、大川 市、八女郡、三潞郡 ただし、課税については、 久留米県税事務所が所管 | 0942-52-5131(代) |
| 行橋県税事務所 | 824-0005 | 行橋市中央1-2-1 (福岡県行橋総合庁舎内) | 行橋市、豊前市、京都 郡、 築上郡 ただし、課税については、 北九州東県税事務所が所管 | 0930-23-2216(代) |
| 総務部税務課 | 812-8577 | 福岡市博多区東公園7-7 | | 092-651-1111(代) |